

新時代に向けた新しい認証制度 <予告>

当協議会では、昨年秋から「デジタル印刷システム」および「CO2削減貢献度」に関する認証制度を導入を目指し協議を行ってきました。公聴会に向けて資料を作成し、会員の皆様に改めてご連絡いたします。

「デジタル印刷システム」認証制度

営業ツールに活用、受注拡大を

デジタル印刷方式は、デジタルデータを駆使したオーディオ出力によって、①ヤレ紙、ムダ紙の発生を防止、②消費エネルギー（電力量）を低減、③配送を効率化、④資材および製品の在庫スペースの縮減、⑤仕分け作業、取扱量の最小化——が可能。印刷会社が生産技術/生産管理の面から、環境保護に寄与できる格好の印刷設備となる。この貢献度を顧客に奨めることで、デジタル印刷システムを用いた受注拡大がはかれる。

制度運用の方法はこのように

オフセット印刷工程における環境保護を主眼としてきた現行基準に、デジタル印刷の印刷条件をそのまま適用させることは、理論的に難しい。そこで現行制度の「補佐的な機能」と位置づけ、当面は、デジタル印刷システムを併用している会員企業に対する付加価値サービスとして、実務面からの制度運用をめざす。

生産性や品質精度、印刷速度、サイズ、CMSなど一定項目の条件を満たした、印刷会社が使用できるプロ仕様の「デジタル印刷システム」を、メーカー/ベンダーから「奨励製品」として申請してもらい、それらを使用して製作した印刷物に限り、「マーク」を付与するといった方法が有力だ。現行のようなステータス区分はしない。

「マーク」を使用できるのは、デジタル印刷システムをオフセット印刷機と併用している会員企業だけで、非会員には「マーク」を付与しない。また、会員であっても、会社案内や名刺などPR媒体への掲載はできないこととする。

その「マーク」には、絵柄中や添付の説明文中に[デジタル印刷]の文字を表示するなどして、従来マークとの違いを明確にする方針。



「CO2削減貢献度」認証制度

業界主導のカーボンフットプリントを

地球温暖化の主要因であるCO₂の削減が社会的問題となり、印刷業界においても、何らかの認証制度を確立する必要性に迫られている。当協議会では業界に先駆け、新バージョン「CO₂削減貢献度」の導入を目指している。

資材調達から印刷製品の納入まで、全工程について環境貢献をはかることは、いまや印刷会社にとって不可欠の一大テーマ。とくに、LCAをベースとするCO₂の削減は、消費者/生活者が強く求めるとおりであり、そうした要請に早急に対応していかなければならない。

それには、カーボンフットプリント制度の考え方を取り入れながらも、印刷会社の立場からエンドユーザーに明確な数値を提示できる自前の制度をつくる必要がある。現在、印刷業界で取り組んでいるPCRは、直接の顧客に提供する基礎数値に止まっている。主導権は顧客側にあり、そうした現状を乗り越えなければならない。

こうして制度運用をはかったら？

当協議会単独での実施には、かなりの困難が伴うため、欧米諸国で行われている事例に倣い、CO₂排出量算定システムを提供しているベンダーとタイアップ。「奨励製品」として申請してもらったシステムを活用しながら、柔軟に運用できる仕組みをつくることにしたい。

具体的には、①生産施設および空調設備に電力計測器を設置する、②計測値をもとにCO₂排出量を算定する、③排出量の標準値を基準にした削減割合を、指標で表示できるようにする——などをクリアしなければならない。付与する「マーク」には[CO₂削減貢献]の努力を数値で書き込めるようにし、実施企業のPR媒体および製作した当該印刷物に掲載することを認める方向で検討している。

**真のパートナーを得ること。
それはあなたのビジネスにとって
テクノロジーを超える、かけがえのない財産となるでしょう。**

It's time for you **AND** Kodak

コダック株式会社
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9
TEL.03-5577-1200 / 1250 http://www.kodak.co.jp

Kodak

本紙は、Kodak NexPressにて印刷しています。



環境保護印刷推進協議会

E3PAクリオネだより

発行人 松浦 豊（会長）

〈事務局〉 104-0041 東京都中央区新富1-16-8
電話 03-3553-5681 FAX 03-3553-5684

<http://www.e3pa.com>

・本紙バックナンバーはホームページに掲載しております

■事業報告



エコプロダクツ2010出展

社会環境への取組をPR

当協議会では2010年12月9日から11日まで東京ビッグサイトで開催された「エコプロダクツ2010」に、3年連続で出展した。今回のエコプロダクツは「グリーン×クリーン革命！命をつなぐ力を世界に」をテーマに期間中約18万人が来場し、環境への関心の高さが伺えた。

日本印刷産業連合会に隣接する位置（東3ホール）に2小間を確保し、社会人や学生はもとより、一般企業の印刷発注者、同展示会の環境対応担当者に向か、環境に取り組む姿勢を積極的にPRした。

出展ブースでは、200社近い会員企業のロゴマークを澄んだ空気ときれいな水をイメージした拡大パネルに表示。改訂される認証登録新基準の紹介や協議会の趣旨を載せたパンフレット、会員企業のロゴマーク入りポスター、クリオネが作れる折り紙などを配布して出展効果を大いに高めた。なお、展示会で配布した新しいパンフレットの入手をご希望の場合は事務局までご連絡を。

《CO₂対策》公開レクチャー開催

CFPの主導権を握る知識と実践

2010年の11月22日および24日の両日、東京と大阪の2会場で創立5周年記念行事第3弾として《CO₂対策》公開レクチャー「カーボンフットプリントで主導権を握る知識と実践」を開催した。

この公開レクチャーは地球温暖化が危惧される今、産業界においてもさまざまな防止策が練られ、企業レベルで具体的な環境対応が求められる中、低炭素社会の実現に協力する印刷会社としての姿勢を社会に向けて積極的にアピールする必要に迫られていることから、印刷業界として社会の要請とユーザー企業の実際を的確に把握し、誤りなく対応することを目的として企画した。東京会場は約100名、大阪会場は約50名が参加した。

基調講演では三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）の宗像慎太郎氏、支援事例として全国中小企業団体中央会の大槻満氏、実践研究として（株）トータクの山本徳太郎氏を講師で招き、地球温暖化の現状やCO₂削減に取り組む事例などが紹介された。



セミナーの様子

■認証登録新基準

現会員の方々にも、再申請をお願いしています —提出の期限は8月末—

平成22年度から施行された新たな「認証ステータス登録基準」は、21度の定時総会で会員各位のご承認を得、新規加入の会社に対してはすでに実施していますが、現会員につきましては移行期間(1年)を挟んで23年4月から適用されることとなっています。

それまでに、設備や資材を高度化させながら、新しい基準をクリアし、再申請していただく必要があります。その期限も23年3月末までとなっておりましたが、現状として大半の会員企業の更新が済んでおりません。そこで期限を延長して23年8月末までに、お手元の資料等をもう一度ご確認のうえ、正式な手続きをおとり下さいよう、改めてお知らせいたします。

環境対応能力を宣言する

当協議会が制定する「クリオネマーク」は、環境対応のベンチマークと位置づけています。このため、新しい認証登録基準も現在の技術革新に合わせるべく、高めの水準に設定しております。環境配慮の企業姿勢を広く自己宣言していく以上、どうしてもクリアしなければならないステップといえます。

今回の改訂に際しては、すでにご案内のように、Non-VOC/Non-DRAINというこれまでのコンセプトを維持しながら、新たにローラー/ブランケット用の「洗浄剤」を登録基準の対象項目に加えました。次代の最大課題となる「CO₂」削減も念頭に入れつつ、①刷版、②湿し水、③ろ過装置、④印刷インキ——の各項目の規定内容を明確にしたのが特長です。

登録基準を満たした会員企業に付与される「クリオネマーク」の使い方には、次のような2つの方向があります。

①対応製品をひと通り保有し、印刷会社もしくは印刷工場として、環境保護に対応できる能力があることを宣言する（会社案内や名刺、各種PR媒体に「クリオネマーク」を掲載できるのはこのため

です）。

②対応製品をシステム化した印刷工程で製作した、環境保護に適合する印刷物であることを証明する（該当する印刷物に「クリオネマーク」を表示できるのはこのためです）

申請に際しては、この2つの意味があることをご理解いただき、まず、環境対応の技術/資材を取り揃え、工場として能力があることを確認された時点で、再登録の手続きをとって下さるようお願いいたします。

実際に納品する印刷物が適合するか否かは、次の問題となります。同じ工場のなかにあっても、旧型のプリプレスシステムや印刷機で製作する印刷物も、たくさん出てくるわけですが、環境対応していない印刷物には、これまで「クリオネマーク」を掲載してこなかったはずです。

新しい登録基準になっても考え方は全く同じで、全ての印刷物をハイレベルの基準で印刷しなければならないというわけではありません。まずは、印刷工場としての基本能力を確立された時点で、再申請の手続きをとっていただくとスムーズに運べると思います。

「洗浄剤」についての留意点

今回の改訂では、「ゴールド」クラスを対象に、ローラー/ブランケット用の「洗浄剤」を新たな基準として導入しました（「シルバー」クラスにはとくに規定を設けていません）。VOCを発生させる要因の大半を、この洗浄剤が占めており、環境負荷を軽減するうえで欠かせないと判断したからです。

そこでは自動洗浄方式に適用することを前提に、①PRT法非該当、②安衛法有機則非該当、③芳香族成分1%未満、④引火点60°C以上——の各基準を満たすことが条件となっています。

このうち、低VOCを実現するための引火点60°C以上という規定について、ハイレベル過ぎて適用が難しいというご指摘を受けることがあります。乾燥し難い、価格が高いなども理由として挙げられます。このレベルはGHSの区分4に準拠したものです。

この目標を示すことで、印刷業界全体のレベルが向上することが期待されます。欧米の水準に追いつけるよう、国内において、この基準をクリアする洗浄剤の製品化を促すという効果もあります。対応製品の入手をお考え下さいますようお願いいたします。

環境保護印刷マーク 認証ステータス登録基準

オフセット枚葉印刷方式・オフセットUV印刷方式

ステータス 工程 資機材	SILVER		GOLD		GOLDプラス (GOLD達成に加えて、以下の基準を満たすもの)	
	現行基準	新基準	現行基準	新基準	現行基準	新基準 下記の何れか1つを達成
スクリーニング					高精細印刷・FMスクリーニング等の技術を採用しインキ・湿し水の使用総量を削減する方策を講じている	AMスクリーニング230線以上またはFMスクリーン(25ミクロンドット以下)を使用する。
刷版	刷版処理液に含まれるVOCが1%未満	CTPプレートを使用する。	刷版現像液を使用しない	刷版でアルカリ現像液を使用しない。(ケミカルレスCTPプレートを使用する)	刷版で処理液を使用しない。(無処理CTPプレートを使用する)	
湿し水	印刷湿し水に含まれるIPAが5%未満	IPAを使用しない。	印刷湿し水にIPAを使用しない	IPAを使用しない。かつ湿し水添加剤に鉛物油由来のアルコール類を3%以下で使用する。	湿し水添加剤にアルコール類を使用しない。	
湿し水ろ過装置			湿し水ろ過装置を使用して廃液量を削減	湿し水ろ過装置を設備して、湿し水の交換回数(廃液排出回数)を年3回以下にする。		
インキ	インキに含まれる植物油含有率20%以上	NLマークを表示している植物油含有率20%以上のインキを使用する。	インキに含まれる揮発性の有機溶剤が1%未満	NLマークを表示している石油系溶剤含有率1%未満のインキ(ソノVOCインキ)を使用する。		
ローラー/ ブランケット・ 洗浄剤			以下の基準を満たす洗浄剤を使用する。 ・PRT法非該当 ・安衛法有機則非該当 ・芳香族成分1%未満(アマフリー) ・引火点60°C以上			
廃液処理	刷版処理液・湿し水の廃液を回収・焼却	現像廃液、湿し水廃液、洗浄廃液など、刷版・印刷工程で発生する全ての廃液を適切に回収・処理する。	刷版現像液の廃液がない湿し水の廃液は回収・焼却	現像廃液、湿し水廃液、洗浄廃液など、刷版・印刷工程で発生する全ての廃液を適切に回収・処理する。		

環境保護印刷マーク認証ステータス登録基準

オフセット輪転印刷方式(ヒートセットまたはコールドセット)

ステータス 工程 資機材	SILVER		GOLD		GOLDプラス (GOLD達成に加えて、以下の基準を満たすもの)	
	現行基準	新基準	現行基準	新基準	現行基準	新基準 下記の何れか1つを達成
スクリーニング					高精細印刷・FMスクリーニング等の技術を採用しインキ・湿し水の使用総量を削減する方策を講じている	AMスクリーニング230線以上またはFMスクリーン(25ミクロンドット以下)を使用する。
刷版	刷版処理液に含まれるVOCが1%未満	CTPプレートを使用する。	刷版現像液を使用しない	刷版でアルカリ現像液を使用しない。(ケミカルレスCTPプレートを使用する)	刷版で処理液を使用しない。(無処理CTPプレートを使用する)	刷版で処理液を使用しない。(無処理CTPプレートを使用する)
湿し水	印刷湿し水に含まれるIPAが5%未満	IPAを使用しない。	印刷湿し水にIPAを使用しない	印刷湿し水にIPAを使用しない	湿し水添加剤に鉛物油由来のアルコール類を使用しない。	
湿し水ろ過装置					湿し水ろ過装置を設備して、湿し水の交換回数(廃液排出回数)を年3回以下にする。	
インキ	インキに含まれる植物油含有率7%以上	NLマークを表示している植物油含有率7%以上のインキを使用する。	NLマークを表示している石油系溶剤含有率7%以上のインキを使用する。	NLマークを表示している植物油含有率7%以上のインキを使用する。	インキに含まれる植物油含有率7%以上のインキを使用する。	
乾燥装置	ヒートセットの場合、脱臭装置を設置し、大気汚染防止法に適合した排気処理をしている	ヒートセットの場合、脱臭装置を設置し、大気汚染防止法に適合した排気処理をしている	ヒートセットの場合、脱臭装置を設置し、大気汚染防止法に適合した排気処理をしている	ヒートセットの場合、脱臭装置を設置し、大気汚染防止法に適合した排気処理をしている	ヒートセットの場合、脱臭装置を設置し、大気汚染防止法に適合した排気処理をしている。	以下の基準を満たす洗浄剤を使用する。 ・PRT法非該当 ・安衛法有機則非該当 ・芳香族成分1%未満(アマフリー) ・引火点60°C以上
ローラー/ ブランケット・ 洗浄剤						
廃液処理	刷版処理液・湿し水の廃液を回収・焼却	現像廃液、湿し水廃液、洗浄廃液など、刷版・印刷工程で発生する全ての廃液を適切に回収・処理する。	刷版現像液の廃液がない湿し水の廃液は回収・焼却	現像廃液、湿し水廃液、洗浄廃液など、刷版・印刷工程で発生する全ての廃液を適切に回収・処理する。	刷版現像液の廃液がない湿し水の廃液は回収・焼却	